

日本学生支援機構奨学金 在学中の 返還猶予の手続きについて 【情報科学院・情報科学研究科】

令和8年3月までに日本学生支援機構奨学生を辞退または貸与期間満期終了した者が、引き続き大学・大学院に在学する場合には、スカラネット・パーソナルにて「在学猶予願」を入力することにより、在学中の奨学金の返還を猶予することができます。返還猶予を希望する場合は、以下に従い入力してください。

■入力(提出)期限 令和8年5月21日(木)

■スカラネット・パーソナルウェブサイト

<https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/>

 **入力時に求められる学校番号は「101003-01」です**

※入力方法が分からない場合は、以下を参照してください。

日本学生支援機構ウェブサイト <https://www.jasso.go.jp/index.html>

(ホーム>奨学金>返還中の手続き>在学猶予)

■注意事項

- ・大学院予約採用奨学生候補者が、スカラネットによる「進学届」の入力時に、前に貸与を受けていた奨学生番号を入力すれば、「在学猶予願」の入力は不要です。
- ・貸与期間終了後も留年等により卒業・修了期が延びた場合は「在学猶予願」を1年ごとに入力してください。
- ・現在在籍中の大学は「大学院」、研究科名は「情報科学」になりますので、注意してください(特に工学部から進学した学生は例年間違いが多いので、注意願います。)
- ・在学猶予の手続きを行わないと、貸与終了から7ヶ月目に返還が開始となります。手続きを忘れないように注意してください。

令和8年3月23日

情報科学研究院事務課教務担当